

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	日本版スークに係る非課税措置の延長		
税 目	所得税、登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>日本版スーク（イスラム投資家を対象とし、資産流動化法上の特定目的信託が発行する社債的受益権）について時限的に講じられている以下の措置を延長すること。</p> <p>① 海外投資家が受ける日本版スークの収益の分配の非課税</p> <p>② 信託財産の買戻しに係る登録免許税の非課税</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するためにイスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、それによって国際金融センターとしての地位確立・向上を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>イスラム投資家は、宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態をとるイスラム債にのみ投資可能である。</p> <p>主要国では、イスラム・マネーを呼び込むために、イスラム債を組成する際に生じる名目的な権利の移転に係る流通税等を非課税とするなどの税制上の措置が講じられており、我が国においても、同様の税制上の措置は講じられたものの、そのうちの一つである登録免許税に係る措置及び投資家への配当への措置が時限的であるため、これを延長することにより、税制上の環境を整備し、我が国の金融・資本市場の魅力を高める必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p> <p>Ⅶ. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成</p> <p>1. 資産所得倍増プランの推進</p> <p>(10) 金融行政・税制のグローバル化</p> <p>拠点開設サポートオフィスの機能と体制を強化するとともに、クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。</p>
		政策の達成目標	我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	延長措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	本措置は、我が国の金融・資本市場の魅力向上に寄与していると考えられる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家及び金利の支払が禁止されているイスラム発行体、並びにこれらの主体との間で資金調達・運用を行いたい我が国の発行体及び投資家によって活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本版スクークを通じて、資金調達先の多様化を図るとともに、我が国の金融資本市場としての魅力を向上させることで、国際金融センターとしての機能向上が期待できる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	日本版スクークに係る非課税措置の中には既に恒久化されている措置（信託終了時の不動産取得税の非課税措置等）があり、それらと平仄を合わせるものであり妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成31年度 0円 令和2年度 0円 令和3年度 0円 令和4年度 0円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	①の措置により、海外投資家が日本版スクークに投資する際に、通常の社債と同様の取扱いを受けることができる。 ②の措置により、通常の社債の発行では発生しない名目的な資産の移転に係る追加的な登録免許税の負担が除去され、日本版スクークと通常の社債の取扱いを統一的なものとする事ができる。
	前回要望時の達成目標	我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成23年度改正において、①社債的受益権の配当等の課税の特例（租税特別措置法第5条の3）及び②特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の	

所有権の移転登記等の免税の特例（同法第 83 条の 4）が新設（いずれも時限措置）。

平成 25 年度改正において、①について 3 年間延長。

平成 26 年度改正において、②について 2 年間延長。

平成 28 年度改正において、①及び②について 3 年間延長。

平成 31 年度改正において、①及び②について 3 年間延長。

令和 4 年度改正において、①及び②について 2 年間延長。